

決算特別委員会会議録

開会時間 午後 1 時 0 1 分
閉会時間 午後 3 時 2 8 分

日時 平成 27 年 11 月 11 日 (水)

場所 委員会室棟大会議室

委員出席者 委員長 永井 学
副委員長 山田 七穂
委員 臼井 成夫 浅川 力三 塩澤 浩 杉山 肇
遠藤 浩 水岸富美男 宮本 秀憲 前島 茂松
渡辺 英機 大柴 邦彦 猪股 尚彦
清水喜美男 早川 浩 土橋 亨 安本 美紀
小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

農政部長 橘田 恭 農政部次長 大熊 規義
農政部技監 西野 孝 農政部技監 渡邊 祥司
農政総務課長 丹澤 尚人 農村振興課長 伏見 勝
果樹食品流通課長 土屋 重文 農産物販売戦略室長 大久保 雅直
畜産課長 駒井 文彦 花き農水産課長 清水 靖
農業技術課長 相川 勝六 担い手対策室長 依田 健人 耕地課長 福嶋 一郎

公営企業管理者 矢島 孝雄 エネルギー局長(企業局長併任) 赤池 隆広
企業局次長 末木 鋼治 企業局技監 仲山 弘
企業局総務課長 廣瀬 久文 企業局電気課長 日向 一郎

出納局次長(会計課長事務取扱) 大柴 節美

議題 認第 1 号 平成 26 年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件
認第 2 号 平成 26 年度山梨県公営企業会計決算認定の件

審査の概要 審査の順序は、認第 1 号議案について午後 1 時 0 2 分から午後 2 時 2 5 分まで、
農政部関係の総括審査を行った。

認第 2 号議案については午後 2 時 4 6 分から午後 3 時 2 8 分まで企業局関係
の総括審査を行った。

質 疑

農政部関係

(鳥獣害防止対策の強化について)

浅川委員

成果説明書 4 3 ページの鳥獣害防止対策の強化について質問をしたいと思います。前回のときにいろいろお聞きして、回答もいただいております。さまざまな部分で農作物の被害についての取り組みを行っており、中でも集落ぐるみで鳥獣害防止対策を実施していることが極めて重要であると先般もお聞きしました。そこでまず、新たな鳥獣害防止対策集落リーダーが 3 5 人であるという説明を聞いたわけでありますが、この集落リーダーをどのように育成したのか、また、集落リーダーの活動によりどのような成果が上がったのかお聞きいたしたいと思えます。

相川農業技術課長

集落リーダーは、地域の特性に応じた効果的な鳥獣害防止対策を行うということで、地域における鳥獣害防止対策の先導的な役割を担うリーダーを育成しております。平成 2 6 年度につきましては、野生鳥獣による被害防止対策にかかわる、例えば、ニホンジカの習性、基礎知識、それから先進地の取り組み事例、これは集落診断をしているところに行き、実際に体験をしてみるということとか、あるいは研修会においてわな猟の免許取得に対する情報提供という集合研修を 2 回、地区の研修会を 4 回開催しまして、集落リーダーを育成しました。

成果ですけれども、集落リーダーが中心となりまして、住民の合意形成を図るということで、集落診断を実施したり、わなの見回りとか追い払い活動など、集落ぐるみの対策を実施して、被害防止効果を高めている。また、最近、銃による猟の免許の取得は少なくなっているようですけれども、集落リーダーでわな猟の免許を取る人がふえているということで、新たにわな猟の免許を取得する人数がふえているというのも一つの成果であります。

浅川委員

わな猟とか先進地を視察してきて地域リーダーを養成しているお話も聞いたわけでありますが、先進地というのはどこか、1 カ所あるのか 2 カ所あるのか分からないですけれども、教えていただけますか。

相川農業技術課長

平成 2 6 年度は、山梨の牧丘地区で集落ぐるみの診断を実施したところに行き、勉強しました。

浅川委員

集落リーダー等々をつくる中で、銃はなかなか難しいということで、わな猟にかなりシフトをしているように聞いているのですけれども、わな猟は新たにこの予算の中ではどの程度ふえたんですか。人数を教えてください。

相川農業技術課長

集落リーダーは平成 2 3 年から 2 2 0 人ほど育成いたしましたけれども、そのうちの約 5 0 名がわな猟の免許を取得しております。

浅川委員

最近聞いた話ですが、女性がわな猟の資格を取ろうとしたとか、取った人がいると聞いていますけど、この辺は把握していますか。

相川農業技術課長

この中で女性が、何人かいるかはわかりませんが、私の知っている限りでは、知り合いで二、三人の方が新たに今年の冬に免許を取ろうとしていると聞いております。

浅川委員

この中に鳥獣被害対策専門員を 3 人置いたと書いてあるのですが、これはどん

な方を専門員にしたんですか。

相川農業技術課長 山梨県の猟友会の理事の有泉大さん、それから N P O 法人甲斐けもの社中の専務理事の山本圭介さん、それから N P O 法人富士山ネイチャークラブの蔵岡登志美さんという方を専門員として委嘱しております。

浅川委員 このわな猟の部分ですが、熊の会の人たちがいましたよね。熊の会の人たちは、わな猟のわなを大きくしないでくれということがあって、県議会から提言するときに結構、苦慮したように覚えているのですが、その辺は今、どうですか。

相川農業技術課長 わなの直径が大きいと、確かに鹿をとろうとして熊がかかってしまう、あるいはイノシシをとろうとして熊がかかってしまうということがあると聞いております。したがって、そういう保護団体の方々に理解を求めるといことと、それから、熊がかからないような時期、熊が冬眠している時期にそういう径の大きいものをかけるという対策をとっているという話を聞いております。

浅川委員 集落診断活動を 10カ所で行っているというように書いてあるわけですが、この 10カ所については、何か補正的な部分で分けているのか、それとも近いからという部分で分けているのか。また、場所を具体的に教えていただきたいと思いません。

相川農業技術課長 中北から峡東、峡南、それから富士東部ということで、一応、県下 4 地域にわたって実施しております。10カ所の場所ですが、南アルプス市は平岡地区、山梨市は岩手地区、身延町では手打沢地区、早川町では雨畑地区、富士吉田では富士見町と浅間町、これで 6カ所ですけれども、あと上野原で、上野原の中の集落の 4カ所ということで計 10カ所ということになります。

浅川委員 捕らえるということについてですが、おととい、農政観光産業委員会で現地調査をしたのですが、農協の多分、平岡地区の代表の方だと思うのですが、柵が古くなってどうにもならないという話も聞いたわけですが、見直しをしているわけですか。

福嶋耕地課長 見直し等は今のところまだやっていない状況であります。

浅川委員 10カ所で行って、具体的に何か成果が出ましたか。

相川農業技術課長 集落診断活動というのは、集落リーダーが中心となって、住民みずから集落内を点検して、その進入路とかかかれ場とか、えさとなる放置農作物とか、あるいは放置果樹などの問題点を摘出するというところで、そういった診断を実施した集落では、住民の方々も、そういうものがあると猿が来るとか、イノシシが来るということがありますので、被害防止対策に関する意識が高まり、自分たちでできる対策ということで、例えば耕作放棄地の草を刈るとか、放任の農作物を整理するとか、放任の果樹を伐採するという対策について取り組むようになった、集落の皆さんで被害防止対策に取り組むということにつながっております。

浅川委員 最後になりますが、集落全体で防止策とか、そういう対策をこれからもとっていかなければ農作物も保護できないと思いますが、結果的に今までやった中で、かなり長い歴史があるわね。犬を使ったり、いろいろやった中で、本当に成果が

出た場所があったら教えていただきたいと思います。

相川農業技術課長 地域別の被害状況ということで、手元にそういう資料が整理してありませんので、全体の話をしていただきたいと思いますけれども、県全体では平成 24 年度まで毎年毎年、農作物の被害がふえておりましたけれども、県議会からの提言もいただいて、集落ぐるみで取り組むなど行う中で、平成 25 年度は、被害金額が減少に転じまして、平成 26 年につきましても、現在、集計したものを精査中ですが、森林被害等がふえる中で、農作物被害は減る見込みで、全体としては成果が上がっていると思っております。

引き続き、こうした市町村の被害防止計画に基づく地域ぐるみの活動とか、侵入防止柵の整備などを支援するという中で、県としても積極的に研修会などを実施しながら、集落リーダーの育成とか、今年から始めた、被害を受けにくい農作物の栽培実施などの成果を現地に普及するというようなことで、積極的に農作物の被害の軽減に努めていきたいと思っております。

(農産物輸出戦略の展開について)

杉山委員 主要成果説明書の 23 ページになります。農産物輸出戦略の展開ということについて質問させていただきたいと思っております。TPP は合意をされたということで、当然ながら、国内、県内の農業に対してもプラス、マイナスの影響はあろうかと思っております。そういう中で、国は全体的な国益を考えているということで合意をされたんですが、私自身も肯定的に捉えています。マイナスについては逆に考えれば、そういうときこそチャンスだと思っているところであります。そういう意味では、この輸出戦略の展開というのは非常に大事なことだと思っているところですが、具体的に、そういった施策を展開された中で、その成果として 5 億 1,000 万円余りに増加したとありますけれども、この 5 億 1,000 万円の品目の内訳、あるいは主な輸出先を教えていただきたいと思います。

大久保農産物販売戦略室長 まず、品目の内訳についてでございます。これは、まず桃が、約 3 億 7,900 万円、それからブドウが約 1 億 2,900 万円、スモモですとか柿、干し柿、梨、こういったその他果実が約 600 万円になっております。また、主な輸出先についてでございますが、香港は約 68%、台湾が約 28% と、2 つで約 96% を占めるという状況になっております。

杉山委員 この成果説明書の中に、昨年度の 7 月から 12 月にかけて、4 カ国でいろいろな施策を展開されているわけですが、この施策の具体的な内容と、そういった展開をされた中で課題とかがありましたら教えていただきたいと思います。

大久保農産物販売戦略室長 まず、4 カ国で実施した主な取り組みの中身でございます。これにつきましては、そこに記載もありますが、香港、台湾、こちらのほうはフルーツショップを設置しています。ショップといいますのは、いわゆるお店屋さんを短期間開くという趣旨のものでございます。香港におきましてはブドウで 12 日間、高級スーパーマーケットで実施をいたしました。台湾については、全部で 4 店舗、これも高級スーパーでお願いいたしまして、延べ 12 日間、桃、ブドウで実施をいたしております。あと、シンガポール、タイ、こちらはまだ新興国ということで、ショップというよりも、もうちょっと格下のフェアということで実施をいたしております。シンガポールは伊勢丹というお店で 14 日間、桃、ブドウ、スモモで実施をいたしました。タイについてはセントラルフードという現地のお店がございまして、5 店舗で 24 日間、桃、ブドウで実施をいたしております。あと、

タイにつきましては、これは知事のトップセールスということもあわせて今回やってございますが、そのトップセールスでは王室への果物の献上、それから意見交換、現地の行政であります農業協同組合省の皆さんと意見交換をしたり、あるいは小売事業者、これは日系、それから現地系、両方ですけれども、そういった方々との意見交換、あとは消費者へのPRをいたしております。

課題につきましては、まだまだ各国ともいろいろな荷物の商流といいますが、そういったものが幾つパターンがございますので、今後いろいろな関係構築をいたしまして、さらに輸出の拡大に向けて努力をしまいたいと考えております。

杉山委員

いずれにしても、こういうTPPが合意されたということで、多くの農家が将来に対してどうなるのかという不安を持っている。例えば、マスコミの報じ方も、悪い影響をことさら取り上げて報道している面もあって、そういうことになるのかもしれないけれども、成果を見れば、行動を起こせばこれだけの成果が上がるんだということをもっと知らしめて、こういうことがチャンスだという前向きな気持ちでやっていただきたいと思います。

(魅力ある農山村交流拠点等の整備について)

渡辺委員

成果説明書の59ページ、11番ですね。魅力ある農山村交流拠点等の整備ということで、2,818万5,000円の予算がありましたけれども、ここについて質問したいと思います。

全国的に農園レストラン、非常に新鮮な食材の提供、あるいは山野菜、とれたての牛乳とか、そうしたものを使って提供している施設が人気になっている。こうしたことを踏まえながら何点が質問したいと思います。ここに農家レストランの整備を支援したとあるわけですけれども、この整備の概要、または支援の内容についてまず伺いたいと思います。

福嶋耕地課長

農家レストランの概要でございますけれども、道の駅こすげの附帯施設として小菅村による農家レストランの整備による支援を行ったものでございます。この農家レストランでは、四季折々の地域食材を使った創作料理や石窯で焼いた本格的なピザなどを提供し、都市農村交流による農業振興を図っております。そういった施設に支援をしたものでございます。

渡辺委員

細かい内容というか、そうしたものはここで報告できるものは何もないですか。

福嶋耕地課長

県としましては、山村振興等農林漁業特別対策事業の中で、これは村が国へ農山漁村活性化のための計画を提出いたしまして、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金という事業を活用して、この施設の補助申請を行ったわけでございますけれども、まず、その計画づくりに対して県も主体となって、フォローいたしました。この事業を国に認めていただくには、その計画を県を通じて国へ申請する、また、国から県を通じて交付するといったところで、県も計画づくりの段階からも支援をさせていただいております。

渡辺委員

そこはよくわかりました。そこで、この農家レストランの経営状況は把握していますか。

福嶋耕地課長

農家レストランは道の駅とあわせ、一般社団法人水と緑と大地の公社が運営しております。本年3月のオープンから10月末までの利用者数は約1万7,000人となっており、計画を上回る利用者数であると聞いております。このこと

からも堅調な経営状況にあると承知をしております。

渡辺委員

1万7,000人ということになれば、小菅村の人口から言えば相当な成果だと思わねえですね。それで、今年始めてまだ半年ぐらいいかな。1万7,000人ということですから、これは本県の農業振興にとっても大変意義がある事業だと思います。

ここの道の駅ということですけども、何年か前に議会で大分県の大山町農協の道の駅に視察に行ったことがあるんですけども、大変なにぎわいをしていました。とんでもない山の中ですよ、あそこも。ちょうど小菅村と同じぐらいいかな。昼食をいただきましたけれども、2,000円ぐらいいまして、安くない。だけど、そこでいろいろな食材を提供して、その昼食を食べたいという都会の人が大勢来ていた。そういう意味では、ぜひそこも勉強してもらいたいと思いますけれども、そこは野菜の価値観を大きく変えている直売所でした。キュウリはまっすぐなキュウリ、あるいはナスも小さいナスという、これが大体普通の店ではしていることですが、そこへ行けば、キュウリも曲がったキュウリがいっぱい並べてあったり、ナスもこんな大きいのがあったりとか、その食材を使った料理がうまいので、野菜に対する考え方が、来た人、みんな変わっていくんだね。ぜひ、そういう取り組みをしてもらいたいし、直売所も農産物もやっているだったら、その状況を教えてもらえればありがたいです。

福嶋耕地課長

直売所につきましては、私どもが支援させていただいた農家レストランとともに、農産物の集荷施設も小規模でありますけれども整備をしております。そうしたものを生産者が直接直売所へ出荷できるように、村内の各地に集荷設備を整備して、直売所へ出しているということで、いずれも地元のそばですとかジャガイモですとかマコモダケとか自然薯とか、地元の特産品がございますので、そういったものを農家さんがこういう直売所の拠点があることによって、非常に営農もやる気が出るということで、お客さんも当然、計画以上に推移していく中でにぎわっていると承知しております。

渡辺委員

経営状況の中で今、伺った話の中で、まだどのぐらいの利益に結びつくかというところまで、いっていないんだよね。それでは、お話を伺う中で、小菅村を含めて、もう少し山梨県でこういう支援をしている、あるいは施設があるのか、そこら辺はどうですか。

福嶋耕地課長

この農家レストランにつきましては、これまではこちらだけに限って整備いたしました。

渡辺委員

それでは、最後にしますけれども、成果が出たという背景に、国もそうですけれども、県の皆さん方も努力してくれて、小菅村で1万7,000人、これは当然、農家レストランだけの成果じゃなく、道の駅も含めてでしようけれども、大変なにぎわいができている気がするんです。こういう取り組みに力を入れて大事にあちらこちらでできるだけしていただきたいと思いますが、そのことに関してお答えしていただけますか。

福嶋耕地課長

県といたしましても、今後とも各地域の市町村含め、農村の活性化、また、農家の所得の向上等を通じて農村活性化するような取り組みには、私どもも地域のニーズを捉えながら、積極的に必要なところで必要な支援をしてまいりたいと考えております。

(県産農産物のブランド化と販売対策強化について)

大柴委員

成果説明書の 21 ページの県産農産物のブランド化と販売対策強化についてお伺いをさせていただきます。普通の農家にとりましては、やはり自分がつくったものが自分の決めた値段で売れないというのが一番のネックでありまして、市場の言い値で売られてしまう。そしてまた、自分がつくるものも、自分がつくれるものですか、そしてまた、今まで自分がつくっていたようなものしかつくれないということでありまして、なかなか多くの消費者の動向もわからないまま、今、自分のつくりたいものをつくれないというのが現状だと思います。このような事態のままでは、自分で値段をつけるということは本当に夢の夢でありまして、県が一生懸命取り組んでいただいている県産農産物のブランド化というのは非常に大事になってくると私は思っております。

そこで、トップセールスによる情報発信と販売促進支援について、誰に対し、どのような情報発信ができたかと県は評価をしているのか、まず伺います。

大久保農産物販売戦略室長 まず、トップセールスは、山梨県の代表者であります知事、それから農業関係団体の代表者、これらが十分連携をいたしまして、いわゆる市場関係者、それから流通関係者、いわゆる市場でございますね。その卸、仲卸、あるいは小売りの皆様方に対しまして、山梨県の農産物を実際見て、食べてもらって、その品質の高さをとにかくそこで情報発信をする。こういったものは全国で 12 の県で知事が太田へ来てやっておられますが、知事が行くと、市場が非常に活気立つというか、皆さんが寄ってきてくださいます、話も聞いてくれる。そういったことによりまして、価格面での有利販売ですとか、取引量のさらなる拡大ということにつながっていると考えております。

もう一つは、消費者に対しましてもきちんと PR をしようということで、これは東京、大阪、関西圏が中心ですけれども、人がかなり集まるところにステージとかをつくりまして、そこで楽しくイベントもやりながら、山梨県産のものを実際手に取ってもらって、お召し上がりいただいて、近くで売っているという取り組みをいたしまして、消費者の購買意欲というものもある程度増進ができたのではないかと考えております。

大柴委員

知事がしっかりやっていただいて、そして市場関係者、消費者、これがつながっていくということで、よくわかりました。

そうすると、今度がつくっている人たちにも、どういう商品が売れるのかというのがわからないと、それによって生産量とかいろいろな面で参考になると思うんですね。県はどのようにその人たちに伝える努力をしているんですか。

大久保農産物販売戦略室長 大きな市場としますと、やはり東京と関西ということで、やはり東京の大田市場で情報を一番とらせていただいております。大田市場の中にインフォメーションセンターを設置いたしております。そこに県職員 2 名を配置いたしまして、あとは J A 関係者 2 名の 4 名体制で情報収集に当たっております。その情報収集というのは、大田市場の中で、うちの県も含めてなのですが、よその県のどういう品物が、どういう状態で、どのぐらいの金額で売られている、あるいはどのぐらい出荷量が今後出てくる、そういったものを市場があいている日は毎日調査をかけています。それから、各県でもいろいろなイベントとか PR 活動をやっていますので、それらも全て詳細に調査をして、うちが生かせるところは生かせるように、それらの情報を産地に伝えないと意味がないと思っておりますので、当然、情報は県にも来ますし、あとは J A の親方の全農、それから農協。単

位農協から基本的には各支所まで情報提供してもらっています。委員がおっしゃるように、生産者の本当の末端まで情報が提供されているかどうかとまでは調査をしきれませんが、できるだけその情報がきちんと皆さん方のところにお伝えされるように、今後も一生懸命 J A とも取り組みを強化してまいりたいと考えております。

大柴委員

ぜひ、末端に声が届くように、つくる人たちもいいものをつくりたいという気持ちと、売れるものをつくりたいという気持ちがいずれもあっているとしますので、よろしくをお願いします。

(多様な需要者のニーズ調査等について)

ここに、多様な需要者のニーズ等の調査等の実施ということがありますけれども、目的と調査内容を教えていただけますか。

大久保農産物販売戦略室長 これが今のインフォメーションセンターと、あと、大阪は大阪事務所職員を 1 名派遣しておりますと、とにかく大消費地における市場の状況をきちんとまず調査をします。これは先ほど言いましたように、どこの、どんなものがいくらで、どういう状態で売られているか、それから各県ともどんなところに力を入れてイベントをやっているかをきちんと調査をして、それを産地に提供するというのが目的でございます。具体的には、大田市場ですと、年間 268 日ほど開場されていますので、毎日、職員が相当の時間をかけまして、それらの調査を行います。もう一つは、実際に売られている小売りです。例えば、都内でいけば、果実専門店、あるいは高級青果店、高級百貨店、これも相当の件数を全部職員が歩きまして、その中で他県のもの、本県のもの、そういったものの調査を全て詳細にかけております。こちらの小売り調査も年間約 100 回程度調査をいたしまして、その辺の状況も先ほどと同様なのですが、支所単位までは情報としてはきちんと行っているということが今現在、確認ができておりますが、さらにそこから先のところは工夫をしながら、できるだけ皆さんのところにちゃんと伝達されるようにということで整理をしてまいりたいと思います。

(県産農産物のブランド化と販売対策の強化について)

大柴委員

それと、県産農産物のブランド化と販売対策の強化というのには、農家と消費者を直接結びつけるような取り組みが、先ほど言いました、J A が市場動向によりまして農家が生産する品種のコントロールが必要と考えるわけですが、今後の取り組みの方針等があれば教えてください。

大久保農産物販売戦略室長 まず、全体的な取り組みといたしますと、やはり市場、いわゆる卸、仲卸、小売り業者へのきちんとした売り込み、それから有名百貨店とかレストランにも御協力をいただいておりますが、そういったところでの各種山梨フェアの実施。さらには、山梨県の農産物を使っていたらお菓子ですとか、いろいろなメニューの開発、こういったものが引き続ききちんとやっていく必要があると考えております。

あと、もう一つは P R の仕方としまして、これまでは農政部だけで P R をするということがわりと多くございましたが、今後は観光部や産業労働部のワインですとか、オール山梨という表現になるかと思いますが、そういった形で世の中に対しては P R をしていく必要があると考えております。

情報の面につきましては、市場情報がどんどん流れてきますと、どこどこ産のものすごくたくさん来週出てくるということになりますと、こちらで出荷調整を

かけるんですね。向こうが少しすびてきたら、こちらのものを出して、高値の取引になるようにという工夫は現在も一生懸命させていただいておりますが、それらのことがもっとよくできるように、そこは農業関係団体とよく取り組んでいきたいと考えております。

大柴委員

今、話を聞いていまして、いろいろの政策を打っていただいているという感じはするわけですけど、今度また T P P をやることによって、ブランド商品というのはやっぱり強いんですね。ですから、今まで以上の予算を獲得していただきながら、ブランド化の強化に努めていただきたいと思うのですが、今後のその辺の見通しを、最後に伺います。

大久保農産物販売戦略室長 ブランド化でございますが、山梨県のブランド化戦略の一番の根幹を成しておりますのが「うんといい山梨さん」という、逸品農産物、これは非常にレベルの高いものがございまして、それをとにかく市場関係者、それから小売り業者、消費者に対して、かなり力を入れて P R しています。山梨のものは本当にいいんだと、やっぱり桃と言えば山梨、ブドウと言えばやっぱり山梨なんだと思えるように、さらに農業関係団体と力を入れましてやっていくということと、あとは、先ほど申しました、例えばお菓子ですとか、あるいはプリンとかゼリーとか、そういった中に、山梨産のものを、今も相当量使っていただいておりますが、それをさらに多くして、できるだけ消費者の皆さんにもより周知ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

(農業、果樹に対する温暖化の影響について)

清水委員

山梨県の農業、果樹に対する温暖化の影響についてお尋ねしたいと思います。最近のゲリラ豪雨による大災害の頻発で、温暖化をすごく身近に感じております。多くの方が今まで生きてきてこんなことはなかったと言っています。このことは、裏返せば、私どもの農業、果樹、それにもすごい大きな影響が出ているはずですが。今回の成果説明書には、そういった項目でのまとめはどこにもないのですが、果たして山梨県の中における農業、果樹において、この温暖化に対して新しく品種改良したり、新しいものを栽培したりという、そういう必要性があると思っているのですが、その辺のところをどんな内容で検討されているのか、進んでいるのか、その辺の実態を含めてお話をいただきたいと思います。

相川農業技術課長 この成果説明書につきましては、総合計画の項目に沿って整理されているということで、温暖化の部分という視点からの整理がないわけですが、その中ではオリジナル品種の普及促進の果樹園芸振興費とか農業改良普及費とか試験研究費の中に含まれているということで、記載されていない部分は御承知おきいただきたいと思います。

どのような施策をしているのかというところですが、山梨県の農作物で温暖化の影響を最も受けるというのは果樹であります。今から 10 年前の平成 17 年に、果樹試験場で、温暖化が進めばどうなるかという研究をしました。そうしたら、平成 17 年の時点ですが、そこから 30 年後の甲府の平均気温というのは 1.3 度上がるということが予想されまして、そうしますと、ブドウの着色不良だとか、肥大が悪くなるとか、桃が小玉化するとか、過熟になってしまうということが多くなると予想されました。そういうことで、品種開発で、「甲斐のくろまる」という、着色良好なブドウの品種とか、水分のコントロールによる着色向上技術の開発とか、桃の果肉障害といって、中が茶色になってしまうものが出てくるのですが、そういったものの発生を抑制する栽培技術の開発

とか、それから、これは最近になりますけれども、マンゴーとかパパイヤなど、温暖な地域で栽培されている品目についても、栽培に向けた調査、検討を進めているところでもあります。

温暖化の影響で、先ほど委員から、ゲリラ豪雨という話がありましたけれども、そういった異常気象に対応するため、雨とか、ひょうに対する防止対策に有効な簡易雨避け施設の普及も図っていることと、そういう災害が予想されているときには、あらかじめ普及センター等から事前技術対策をとってくださいという情報を流しているわけですが、これまでに蓄積した技術をもとにしまして、新たに今年には果樹の気象災害対策マニュアルを作成しまして、農家の方々みずからも気象状況に対応できるような技術対策の周知徹底を図るということを取り組んでまいりたいと思っております。

清水委員

先ほど、甲府気象台の、1.3度上がったということで、1.3度上がるというのは大変なことですね。これの影響というのがだんだん出てくると思うんですけれども、今、果樹のほかにも温暖化の北上によって、今までになかった病害虫が発生するということが懸念されるのですけれども、その辺の把握をどのようにされているんですか。

相川農業技術課長

果樹以外のものと言えば、水稻が多いわけですが、温暖化によりまして、山梨県で今までほとんど発生していなかった、例えばウンカとか、そういったものが発生する可能性もあります。今のところそういう兆候はないのですけれども、そういったものがだんだん北上してくれば、他県の状況を見ながら、本県でもそういうものの侵入を警戒して、侵入したときにはちゃんと防除できる体制をつくっていくということが1点です。

あと、果樹以外のものといえば米ですが、米も温暖化によって胴割米という、米が割れてしまうことの発生が恐れられております。そういうものも出てきましたので、ちゃんと標高を勘案して、それに適した品種を植えてもらうとか、そういったものに強い、ヒノヒカリといった品種の導入を図っているところであります。

永井委員長

清水委員に申し上げます。本委員会は平成26年度の決算審査を付託されております。したがって、平成26年度決算にかかわる質疑をお願いいたします。

(山梨農業農村振興総合整備事業について)

安本委員

決算説明資料、農の5ページ、成果説明書で24ページに直売所の販売力の強化の支援についてということでありますので、それについてお伺いをいたします。この直売所の販売力の強化については、数値目標が設定をされておりまして、同じく成果説明書の19ページになりますけれども、一番下に農産物直売所の販売額が基準年の約48億円に対して、現況年の平成26年に約55億円。伸びてはいますけれども、目標値に対しては進捗率が39.5%で示されております。目標に対する進捗率を見ると、あまり進んでいないという見方もありますけれども、これまで進めてこられました農業ルネサンス大綱、ここには大綱のまとめの中で、平成18年の当初の販売額が35億円だったわけですが、前知事の8年間で、これを比べますと約1.64倍と、年々増えてきております。それで、まず、ここで言う農産物直売所の範囲について、どういうところまで掌握されているのか、県内に何カ所あるのかお伺いします。

土屋果樹食品流通課長 私どもが農産物直売所とカウントさせていただいておりますのは、年間、

常に開設されていて、その中で農産物を扱っているというところでございます。中には、夏場の時期に果物だけ売っていて、その期間以外の期間は休んでいるというところはカウントしておりません。そうした中で、私どもが把握をしておりますのが、現在、県内で 118カ所ございます。

安本委員 夏場だけという話もあるのですけれども、季節だけ、例えば観光農園みたいなところはこの範囲に入っていますでしょうか。

土屋果樹食品流通課長 観光農園は私どものカウントの中には入っておりません。

安本委員 そういう前提ということで、その販売額の把握方法ですけれども、それは今回どういうふうにして販売額としては把握をされているのでしょうか。

土屋果樹食品流通課長 販売額等の把握のために、毎年度、農産物直売所実態調査をお願いいたしまして、その年度の 1 年間の販売額等について把握をしている状況でございます。

安本委員 わかりました。年々伸びているとはいっても、目標に届かなかったと。そして、私自身も近年の販売額って鈍化しているんじゃないのかなと、一時の勢いはないのかなと感じるところですけれども、実態は県としてはどう捉えていらっしゃるのでしょうか。

土屋果樹食品流通課長 販売額の伸びでございますけれども、この 5 年間、前年との対比という中で伸び率を見ますと、平成 22 年度から順にプラス 7.4 %、プラス 2.5 %、プラス 4.7 %、プラス 2.2 %、プラス 3.4 %で、年によって多少変動がありますけれども、伸びている状況は継続をしているということでございます。

安本委員 平成 26 年度ですけれども、目標達成に向けて県としてはどのような事業を展開されたのか、御努力をされたのかお伺いします。

土屋果樹食品流通課長 やはり委員御指摘のとおり、販売額の伸びが鈍っているのではないかとということもございます。そうした中で、それぞれの直売所が魅力を高めて、売上を伸ばしていただくというところを目標といたしまして、成果説明書にもございますが、農産物直売所魅力アップ支援講座というのを実施いたしました。これにつきましては、県外で非常に売上が高い直売所に直接、県内の直売所の方たちが見に行くということを行っております。また、その際には、ただ見るだけではなくて、直売所に関しまして全国的に非常に高い見識をお持ちのアドバイザーの方に行ってくださいまして、ここの直売所はこういうことをやっているから売れているということをお示しいただく。それを参考にして、皆さんが帰ってきて、自分たちの直売所を改善していくという取り組みをしております。

安本委員 それでも目標に届かなかった、半分も行かなかったわけですがけれども、どんなところに課題があると考えられていますか。

土屋果樹食品流通課長 目標を設定したときには、直売所の数が増えるということと、一つ一つの直売所の売上を伸ばすと、その両方をシミュレーションしながら、これぐらいは行けるだろうという形で設定をいたしましたけれども、実際のところは、直売所の数が伸び悩んでいるというところがございます。これにつきましては、県内

の市町村で最低 1 つは直売所があるという状況になっておりますので、一方で新設をすると一方が閉鎖するというような、これは悪い意味じゃなくて、統合されたり、そういった形になるんですけども、数が伸び悩んでいるということから、全体の販売額が頭打ちになっているという状況かと思えます。

安本委員

年々のいろいろな県の支援事業を見てみますと、例えば当初は販売力の強化で、人を充てたり、それから、先ほどの研修ですか、年に 2 回やられていたり、そういうのから見れば、県の支援も、市町村から、地元から要望がないと言われればそれまでですけども、マンネリ化して細々としてきているのではないかと思います。先日、県では、今までの地産地消に加えて地産訪消ということで、食べていただくものについても県産材を旅館、ホテル、レストランで使っていただく方向もあるんだと思いますけれども、この農産物直売所で直接買っていただくということも地産訪消の中の大きな柱ではないかと思います。現状のそういう課題をもう一步開いていただいて、今後もこれを振興させていくために、県としては今後はどういうことを考えられているのか、最後にお伺いします。

土屋果樹食品流通課長 直売所を利用していただく方の数を増やさないことにはどうしようもないと思います。そういった点で、県内の方については、こういったところに直売所があるんだということを、いろいろな形で周知しながら、直売所の利用率を高めていくということが一つあるかと思えます。

それから、委員御指摘のとおり、地産訪消ということで、今後、増加が見込まれます観光客の方に県産の農産物を食べていただいたり買っていただくような、そういう仕組みづくりが重要だと思っていますので、そういった取り組みをしながら、直売所における購買量全体をふやす中で、さらに売上を伸ばすことができるのではないかと、そのようなことに取り組んでいきたいと考えております。

(農村地域へのクリーンエネルギー導入の支援について)

安本委員

決算説明書、農の 7 ページ、成果説明書では 3 1 ページ、農村地域へのクリーンエネルギー導入の支援についてお伺いします。農村地域へのクリーンエネルギー導入では、太陽光発電もあるのですが、ここにあります小水力に絞って伺います。この事業に小水力の導入については、かつて平成 2 3 年度だったと思いますけれども、その当時、計画されていまして農業用水への小水力発電施設の設置費、約 3 億 7,000 万円が不執行となりまして、不用額として計上されていまして、このまま事業をやめてしまうのではないかとという危惧がありました。当時、小水力発電の普及啓発、山梨県ではグリーンニューディール計画というのをつくってございまして、4 つの柱の 1 つでした。CO2 ゼロやまなしの実現って、もう何か古い感じもしますけれども、それを目指して、太陽光とかバイオマスなど、あらゆる可能性に挑戦しようとしていたわけですが、小水力発電については、都留市で有名な元気くんという、通常の河川への小水力発電が設置されたり、また、企業局も県内の設置可能場所、100カ所弱ぐらい出てきたと思いますけれども、企業局としても規模の大きなものを進めていまして。そういう中で農業用水路にも県のモデル事業としてこの発電設備、徳島堰ですけども、設置が企画したんですけどもなかなか思うように進まないという中で、今日、平成 26 年にそれが完成をして、大変喜んでいるわけですけども、水利権とかごみ処理の問題とか、さまざまな課題を乗り越えて設置が完了しました。本年 4 月から供用が開始されたと同っているところです。

そこで、まず、平成 26 年に整備された施設の概要について、どのようなものなのかお伺いします。

福嶋耕地課長 整備した施設の概要についてでございますが、葦崎市の円野町入戸野地内の農業用水路、徳島堰を利用しまして、水車形式の小水力発電施設を整備したものでございます。この最大出力は合計約 60 キロワット、年間の発電量は約 21 万 5,000 キロワットアワーを見込んでおります。葦崎市が施設管理者として、本年度 4 月より運転を開始したところでございます。

安本委員 発電した電気については、全て売電されると伺っていますけれども、年間の売電額はどれくらいになるのかということと、何年で投資額を回収されようとしているのかお伺いします。

福嶋耕地課長 発電した電気は、東京電力に全量売電することといたしております。年間の売電額は 790 万円程度を想定しております。このうちメンテナンスに要する経費もでございますので、それを除いたものを実収入と考えますと、30 年分が総事業費の相当額になると考えております。

安本委員 売電額の使い道はどのようなものになっているのでしょうか。

福嶋耕地課長 これは葦崎市が管理する農業用水路等の維持管理費に一部を充てるとともに、残ったお金は将来見込まれる施設の補修費などとして積み立てることとしております。

安本委員 農業用水路での小水力発電は北杜市で先行していましたが、県が御苦労されて、今回モデル事業としてやられたということで承知しております。農業用水路への小水力発電については、日本の水使用料の 3 分の 2 が農業用水ということで、農業用水路の総延長は 40 万キロ、地球の 10 周分というようなデータもあって、国でもしっかり進めていこうという中で、いろいろなノウハウを県としてもつかまれたと思います。幾つか候補地も出ておりましたけれども、今後、市町村とかほかのところでこういったものを進めるについては、県としてもしっかり指導して行っていただきたいと思いますが、今後の展望についてお伺いします。

福嶋耕地課長 農村地域というのは、農業用水が豊富な山梨県でございますから、そうした豊かな資源を活用した小水力発電の導入が非常に大切な取り組みだと思っております。その中で可能性を有する農業用水路を有する市町村でありますとか、土地改良区などに対しまして、モデル的に整備した今回の施設でございますので、これを活用した現地の研修会でございますとか、また、学校教育でも環境学習の場にも役立てることも可能かと思っております。また、他県の事例等の参考にもなるかと思っておりますので、そういった取り組みを通じて県内各地の農業用水等でこういった施設が普及されていくように取り組みを支援していきたいと考えております。

(農業所得について)

小越委員 高収益農業を目指してというところに絡んでお伺いします。先日、部局審査におきまして、農業所得がどうなっているのかお伺いしたいということで資料をいただきました。その資料によりますと、私が望んでいた平成 25 年の農業所得という資料はまだないということで残念ですが、平成 25 年で見ますと、農業所得の推移で、平成 25 年度は 45 万 9,000 円になっています。しかし、全体の 400 万円前後でこの間、何年も推移してはいるのですけれども、農業所

得というのはこのうち、451万円のうち144万円です。所得の半分以上は年金になっております。221万円。総所得に対する農業所得は30%で低い状況にあるとこのたび発表されましたパブコメ中の新しい大綱にも書いてあります。高収益の農業、もうかる農業ということでこの成果説明書にもあるのですが、そのわりに農業所得が144万円というのは、あまりに少ないと思います。昨年度は、農業所得がもう少し上がるようにどのようなことを、手立てをとられたのか、まずお伺いします。

丹澤農政総務課長 具体的な対策につきましては、成果説明書に各種施策を掲載させていただいております。果樹に関して言えば、オリジナル品種ですとか、高い単価の取れる品種への果樹の推進ですとか、省力化、低コスト化に資するような整備事業、こういった事業を展開することによりまして、農業所得の土台に結びつけていくということで取り組んでいるところでございます。

小越委員 平成25年と26年、数字が飛び抜けて多くなったと思わないので聞くのですが、逆に言えば、そのような手立てをとりながら、毎年毎年130万円、140万円という農業所得で推移しております。それで部局審査のときにもお話ししましたけれども、1キロ当たりの単価がそんなにふえていないんですね。ブドウでいきますと1キロ単価、平成19年492円が平成26年で564円、7年間で72円。桃に至っては337円が375円、7年間で38円しか単価的には上がっていない。一方で、農家経済というところで見ますと、山梨県農政ポケット資料集を見ますと、平成23年、農家の経済は294億円、平成25年376億円、2年で82億円もふえております。単価がそんなに上がらない中で、一人一人の農家所得は140万円前後ですと推移しておきながら、農家経済でいくと飛び抜けてぼんとふえているのはなぜでしょうか。

丹澤農政総務課長 単価につきましては、若干ではございますが、年々増加の傾向にございまして、果実につきましても平均すれば単価は上昇の傾向にございます。それに関連しまして、農業所得の件でございまして、平成25年度で144万円ということで少しずつふえているという状況にございます。また、販売金額、これは規模別で見ますと、300万円を超える部分で約4分の1ということにございまして、全体として販売、出荷を行っていない農家も含めまして、このような数字というところがあるかと考えております。

小越委員 二極化が進んでいるんじゃないかと思うんです。大規模化、企業参入。企業が農業参入しているのは平成26年度で98経営体です。そういうところは多分、1,000万円、もしかしたら億というふうに稼いでいるところもあると書いてありましたけれども、そういうところもあれば、販売もしていない農家の方々、これ、平均144万円ですから、100万円切るようなところもあるという中で、二極化しているのではないかと思うんです。それはいかがですか。

丹澤農政総務課長 規模別の状況で見ますと、全体が減っておりますので、そういうことも加味をいたしました上で、平成7年度販売額が300万円以下の部分が63%ございました。農林センサスの数字ですので平成22年になりますが、そちらにおいても率は65%というところで、全体としては変わっていないと承知しております。

小越委員 全体の農家経済が82億円ふえているわけですから、もうかっているところはかなりあると思うんです。それで、先ほどからもお話がありました、平成26年

度輸出において 5 億円を超したと。これからも輸出に力を入れていくとあるんですけれども、この輸出 5 億円になったということに伴って、農業所得はどのくらいふえたんでしょうか。

丹澤農政総務課長 輸出の額と農業所得、この関係について調査の結果は持ち合わせてはおりません。

小越委員 持ち合わせていないということで、農家のもうかる収益、高収益の農家をするためには輸出が農家の所得を上げるとは言えないわけですよ。そこがリンクしていないからわからないとなれば、今回、TPPで輸出ができるというお話がありますけど、逆に、輸入で大変になる状況も考えられると。大規模農家の方々 1 億 1,000 万円以上稼いでいるところは何とか持ちこたえられるかもしれませんが、ほとんどが 300 万円、60%、その方々がこれからどうなるかというときに、輸出だけではなく、この 300 万円以下の方々を支える農業政策というものは必要だと思うんですけれども、それはいかがでしょうか。

丹澤農政総務課長 海外への輸出につきましては、国内と同様、市場拡大の一環と考えております。海外は海外でそれぞれ、桃であれば大玉とか、いろいろな需要がございます。それを国内市場とともに戦略として考えまして、先ほど大久保室長からもお話をさせていただきましたけれども、どういう時期にどういうところに出せば高い価格が得られるのか、国内での需要を見ながら海外にはどのくらい出していくのか、そういう総合的な考え方の中で輸出が拡大をすることにより、農家への所得向上に貢献できるものというふうに考えております。

また、農家の個別に対する支援につきましては、まず、中核的な担い手でございます認定農業者、こうした方に農地の集約化とかを重点的に実施をしていくというところで中核的な担い手につきましては、農業に限って 550 万円以上の収入というところで普及センターで経営指導等を行っているところでございますので、こうした支援によりまして、農家についても個別に支援をしてまいりたいと考えております。

小越委員 そこで、農家の集約の話ですけれども、昨年度、農地中間管理機構が始まって、集約状況がなかなか進んでおりませんでした。補助金も残っております。それはなぜでしょうか。

伏見農村振興課長 昨年度は初年度でもあったわけですが、内容を検討いたしますと、今回、農地を借りたいという方の多くは樹園地を希望しておりまして、さらに、耕作している農地に近いところが欲しいとか、あるいは進入路、あるいは畑かん、あるいは棚などの農業施設が整備されている農地、あるいは果樹の成園を希望している方が多くありまして、このような条件に合う農地がなかなかすぐ見つからないということで、条件整備に時間がかかっているということと、事業の初年度でもあったということで、機構事業の制度について十分、農家や担い手の方たちに周知がしきれなかったことが原因と考えております。

小越委員 今年から、たしか樹園地を中間管理機構を含めて 3 年間整備して、それで貸すということをすると思うんですけれども、それもやはり大きくしなくてはならないということで、山梨県の農家の方々で大規模に集約していくということが本当に望まれているのか、大きな平野のところの田んぼの集約とは違うと思うんですよ。1ヘクタールが 10ヘクタールになったときに、ブドウや桃を今のままで

はとても手が回りません。小さい面積でも高収益を上げるというのが山梨県の農業であり、そこを支えているのが家族の農家であり、兼業農家の方も含めて田んぼもやっております。輸出はいいんですけれども、輸出で稼ごうじゃなくて、この農家がかかわっている家族農業のところも含めて支援をするように県にお願いしたいと思います。

(農業生産基盤の整備推進について)

渡辺委員 1点伺いたいと思います。成果説明書21ページ。5の農業生産基盤の整備推進ということで、38億4,181万7,000円の予算が出ておりますけれども、その下に5億4,965万6,000円、これは翌年度繰越額ということですが、まず、この繰越額の主な要因を伺いたいと思います。

福嶋耕地課長 この繰越額の主な要因でございますけれども、畑地帯の整備を中心とした基盤整備が主要な整備の一つでありまして、そういった中で、ブドウ棚の撤去ですとか、あと、畑かん施設の撤去等、また、その撤去に際する再設を見据えた現地での調整等に非常に時間がかかりまして、そういったところに起因するところが主な要因でございます。

渡辺委員 次に、総合的な基盤整備を推進したということで、私も本県は食料自給率が非常に低いということで、この総合整備は非常に大事な事業であると思います。これをしておかないと、将来、農業経営が大変だと、そんな思いもあるわけですが、ここで19地区整備されるとありますけれども、その概要についてわかる範囲内で説明してください。

福嶋耕地課長 19地区の概要でございますけれども、これは畑地帯の総合的な整備ということでございまして、まず、地区で言いますと、山地区、大野寺地区、一宮北部地区、玉宮地区、日川右岸地区、笛吹川左岸地区、御勅使川沿岸地区等、主に峡東方面の果樹地帯を中心に19地区における果樹園の区画整理でございますとか、農業用排水路の整備等を総合的に行ったものでございます。

渡辺委員 そうすると、畑地地区とは言いながら、ほとんどが果樹の関係で、畑で取れる農作物みたいなものの整備は、平成26年度はされなかったということですか。

福嶋耕地課長 この畑地帯総合整備事業の中では、果樹が中心とはなっておりますけれども、中には野菜、普通畑、そういったものも受益に含まれているところで取り組んでおりまして、そういった畑の整備もあわせてやっております。

(基幹農道の整備について)

渡辺委員 畑のほうは若干少ない雰囲気ですがけれども、南都留郡でも農政部の皆さん方が頑張ってくれているということに対して大変ありがたいという思いも何力所かで伺っているところですが、もう1点、農道整備というのが出ているんですけれども、農道といえば狭い、整備されていないというのが印象にあるわけですが、基幹農道ということになれば、国中方面を中心にかなりいい整備がされているのですけれども、今回の7地区ということですが、この基幹農道というのは、今、農業も大型コンバインが入ったりとか、流通したり、出荷したりということでかなり広くなければ基幹農道の役目を果たせないと思うんですが、幅員はどのぐらいなのか、総延長とか、そんなことがわかりましたら教えてもらいたいと思います。

福嶋耕地課長 この基幹農道の整備というのは、広域営農団地農道整備事業、基幹農道整備事業といったものでやっているもので、いずれも 7メートル幅員のものを行っております。

この合わせた 8 地区の総延長は、すみません、確認いたします。

渡辺委員 後でまた資料を下さい。

それで、最後に 1 点伺いますけれども、農業生産というのはだんだん落ち込んできて、残念ながら、部局審査では、876 億円、農業生産がということですが、この土地改良したことによって、県の見込みとしてどのぐらい押し上げが図れるのか、そのような見込みみたいなものはお持ちですか。

福嶋耕地課長 各事業地区に、こういった事業は農産物の流通の合理化が主眼でございますけれども、そこには農家の流通の合理化がメインでございますけれども、農家の集出荷に要する時間ですとか、そういった営農上のさまざまな効果も含めまして、現状よりも農家の収入等が上がることに伴って、全体的に県内の農業の生産額の増にもつながるといふ計画で、国に計画を認めていただいておりますので、個々の金額については、ここではお示しできませんけれども、いずれそういったものを通じて、農業全体の収益力の向上につながるというふうな計画でやっております。

渡辺委員 せっかくいい事業をしているんですけど、あと予算の県費と国費の割合と、耕作放棄地の解消なんかもこの中でどのぐらいかはできているんですか。

福嶋耕地課長 まず、前後しますが、耕作放棄地の解消は、こういった事業等を通じて、昨年度 20ヘクタールほど事業全体として達成できております。

あと、広域農道の費用の割合ですけれども、国費が 50%です。それから、県費が 40%、地元負担が 10%です。

うか。

日向電気課長 内容ということでしょうか。

遠藤委員 そうです。

日向電気課長 内容につきましては、先ほど言いましたように、決算書の不用額という、決算書の 1 ページと 3 ページに出てくる内容でありまして、特に、個々の内容については明記されておりません。

遠藤委員 資本的な方で聞きましょうか。予算があって、決算額があって、繰越があって、不用額ということになるんですけれども、この不用額はどこへ流れたんですか。

廣瀬総務課長 不用額の方は、予算に対して執行しなかったという形だけでございますので、その部分がどこかに貯まっているとか、そういうことはございません。使わなかった部分が残っているという形になります。

遠藤委員 3 ページの下の注釈の中にある、これは過年度分損益勘定留保資金が 3 億円余で補填をしたということですが、そこに関係してくるのでしょうか。

廣瀬総務課長 これは減価償却費を積み立てておいた金額になりまして、その中から資本的支出の一部が執行されたことになります。ですから、執行されなかったものはその過年度分損益勘定留保資金に残るといった形になります。

遠藤委員 最後、確認をさせていただきたい。平成 26 年度の不用額というのは、今、表に出ていなくて、これは過年度分ということは平成 25 年度分の留保資金ということですよ。そういう説明を細かくお願いしたいと思います。

廣瀬総務課長 過去から積み立ててきたお金の部分のうち、平成 26 年度分の支出を予定していたけれどもその部分を使わなかったというイメージでございます。ですから、今年度余ったということではなくて、過去のお金を使わなかったと理解いただくのがよろしいかと思っております。

(新会計システムへの移行について)

前島委員 概要の平成 26 年度山梨県公営企業会計の 1 ページから 6 ページ、全体の中で 3 事業、電気、地域振興、それから温泉、全体をご説明いただく中で、決算状況について私の感じた点を、特に留意すべき事項として書き添えておきました。まず、御承知のように、平成 26 年度は今までの会計システムが大きく変わったこと、そして、国のいわゆる新しい新会計基準に基づいて取り組まれたこと、このことは既に公益法人や社会福祉法人、あるいはまた企業の独自の会計システムを使っていたところが、一般企業に準ずる流れとしての大きな会計の見直しが行われて、平成 27 年は義務化、今年度は最終、全ての企業が、全ての法人が、この義務化に向かって新しいシステムを使っていかなければならないということで、大きな変革が進んでいるわけでありまして。そういう点で平成 26 年度の会計が、そういう 1 年目に県の企業局は導入をして、今度の 26 年の決算を示された。前の決算から見ますと、だんだんわかりやすくなって、非常に理解がしやすくなっていくということだと思います。

そこで、私は、平成 26 年度から新会計基準への移行によって、一般企業に準

じた会計表示となり、県民の理解と透明性が高められると思われるが、より県民への説明責任を果たして、公営企業に対する県民の一層の関心と協力が得られることに留意されたいということで出しておきました。その1つとして、御苦労いただいた新しい新会計基準の、いわゆる改めて企業局が今までから大きく切りかえてきた、この新会計基準の意義、そして今後の企業局としての取り組みの中での課題、そういうことについて、ひとつ独自の立場でまとめの見解を承っておきたいと思っております。

廣瀬総務課長

国の三位一体改革以降、自治体が保有する公共インフラ、これにつきましてはやはり財務状況の見える化ということがかなり強く求められてきているようになりまして、今回の企業局の見直しでも、企業債とか補助金、そういった資本の部を中心に取り扱いが改められまして、それにより他会計との比較がしやすくなったと感じております。これまで企業局は、いろいろな施設、設備等を整備してきましたが、やはりそうしたものの更新が必要になります。ですが、やはりこういった状況の中では、少子高齢化の中では更新に対しての優先順位をつけなければならない状況になっております。こうしたことに対して県民の皆様の理解を得るためには、やはり企業局の経営状況をよりわかりやすく説明していく、そういう必要があると感じておりまして、今回の企業局の会計制度の見直しにおきましても、その部分の意義があろうかと感じております。

前島委員

新しい会計というのは、言うまでもなく、いわゆる経営実態の健全性、正確性というものを非常に問われる会計システムでありますね。それで営業とか、それから、投資だとか、そして財務を明確に区分していく会計システムになっていくわけですね。そういう流れの中で、これから県民の皆さんに広く企業会計、今までは企業というのはどんな収支なのか、どんな内容なのかということが非常に今までの会計のやり方だとわかりにくかったんですね。これからそういうものを県民の企業に対するPRを含めて、どのように情報活動を展開する中で、公営企業に対する深い理解を県民にいただけるような体制を整えるかということが課題ではないかと、こう思いますので、その取り組みについて再度伺いたいと思います。

廣瀬総務課長

今回の制度改正におきまして、1つ新しい様式ということでキャッシュフロー計算書が出るようになりました。これによりまして現金収支の状況がより明らかになったと感じております。それから、国等の補助金で過去もらった分につきましても、今回、みなし償却といった制度が改められまして、わかりやすく整理された形で表示することができました。また、これ以外に国でも、やはりそういった情報を見やすく県民の皆さんに示すようにということで、そういった経営状況の比較ができるような、経年比較とか、同一業主の他県比較、そういったような新しい経営指標について、どのように出していくかというような検討を始めております。本県につきましても、そういった国の状況に遅れることなく、新しい情報をわかりやすいグラフや表で示していくということによりまして、より透明性の高い経営情報を提供していきたいと考えております。

(地域振興事業について)

前島委員

それでは、2番目に、地域振興事業について所見を留意すべき課題として申し上げます。

単年度決算は企業努力の成果が見られて、平成26年度は非常に良好な決算だったと評価したいと思っております。しかし、過去から続いている一方で今後の

課題として、指定管理者との約定の履行、この厳守をいかにやっていくかという問題。それから、事業の活性化の特例をどう進めていくかということ。それから、巨額の累積欠損金に対する取り組みをどう対応していくか。それから、電気事業会計から、御承知のように 59 億円に及ぶ多額の融資をいただいている。これに対して非常に大変なことだけれども、どのように取り組んでいくかということが大きな課題。そして、いま一つは、県有林を活用して、八ヶ岳山麓の一大開発拠点として県がかって取り組んだこの事業であります。現状の状況は必ずしもいい成果が上がらなくて、苦戦をしているという、このことは八ヶ岳全体の開発の現状の姿図を映している証左でもある。非常にそれにまことにイコールしている。このことは非常に今後心配だということで、その活性化を含めて留意をされたい。この 3 点を軸に留意されたい事項を挙げておきました。

その第一は、今の地域振興の単年度決算は利用者数を見ると増えてはいないんですね。利用者数は増えてはいない、見ていて。ちょっといいのはレストラン程度。あとはゴルフ場のほうも、レジャー施設も、あまり利用客が伸びていない、減っているという、この状況の中で、いわゆる決算については御苦労された。それは新しい指定管理者が 1 億 5,000 万円の契約金を確かに入れてくれたということ。これを柱にして、企業局が努力をされた。そこの辺を伺っておきたいと思えます。

廣瀬総務課長

今回の黒字決算、8 年ぶりということになりました。確かに、理由の中の一つにおきましては、地域振興事業の昨年、25 年度までの指定管理者から、平成 26 年度におきましては新しい指定管理者となりまして、納入金 1 億 5,000 万円の想定していた金額が納入されたということもございます。あと、私どもの直接の効果ではないのですけれども、支出の大半を占める減価償却費、こういったものが年々減ってきている。その部分の影響もかなり大きなところがありまして、両方の結果、黒字となった次第でございます。

前島委員

そういう状況の中で、単年度は非常に努力されたと評価させていただいているのですが、これから御承知のように、16 年から指定管理者制度が導入されて、今度の 26 年から 30 年にわたっては第 3 期の指定管理者のいわゆる終期に入っているわけですね。そういうので、これからの新しい地域振興事業の、この指定管理者に委ねる運営ではあるけれども、これに対してしっかりとした特例、あるいは支援体制というふうなものが県の企業局として求められていく。そして、健全な指定管理者の運営が果たされていて、さっきのように約定の厳守だとか、そういう、いわゆる契約金を確実に入れてもらえるような、そういう背景をしっかりと支援していく必要もある。そういう点での取り組み方の考え方を聞きたいということです。

廣瀬総務課長

委員御指摘のように、指定管理者の創意工夫による健全な経営、こういったものが丘の公園をまず適正に管理して、利用者の増進を図る、そういったことが納入金の確保につながると考えております。この辺、あり方研究会の報告にもありましたように、指定管理者制度の適正な運用とか、収益収支の黒字化、それから借入金の計画的な償還、こういったことに我々企業局も指定管理者とともにしっかりと経営管理に取り組んでまいりたいと考えております。

前島委員

最後に、3 点目の地域振興の課題として、先ほども私が申し上げましたように、八ヶ岳山麓を何としても元気なものにしていかなければいけない。そして、その元気にしていくためには、何といたっても、今、公営企業がかかわっている、それ

ぞれの拠点の活性化を図っていく、その努力が大きな道筋になっていくと思うんです。そういうことについて、これからどのような工夫をして、例えばまきば公園、あるいはレジャー施設、あるいはゴルフ場等々について、どのような取り組み方をすべきだと考えているか、所見を承りたいと思います。

廣瀬総務課長

丘の公園のそういった高度化、確かに県有林の活性化を図る中で丘の公園というものがあろうと思っています。まず、丘の公園の最大の収入源であるゴルフ場につきましては、何といたってもやはり芝生の管理、そういったものを考えております。ほかに、今年度、県内唯一の公認のコースとなりますグランドゴルフ場、これを整備させていただきまして、大勢の方に利用いただいております。それから、アクアリゾートでは温水プールなどを利用しまして、健康管理、健康教室とか、スイミングスクール、そういったものを実施しているほか、まきばレストランにおきましては地元産品を活用した新しいメニューの開発、こういったものについて取り組んでおります。こうしたことを通じまして、丘の公園だけでなく、八ヶ岳南麓全体の利用者の増進を図りまして、地域振興につなげてまいりたいと考えております。

前島委員

今、富士山が中心で、八ヶ岳のほうが大変、かつては第二の軽井沢と言われた。若い人たちが大勢で歩かれていた。中高年が歩くと恥ずかしいぐらいの時代があった。まさに今昔の感を覚えて、清里へ時々行きますけれども、その状態は非常に貧寒な状態で、大変寂しく思っています。これから県は、森林環境部と手を合わせて、清里の森の、あの別荘団地を含めた、ああいう施設を一緒になって、さらには長野県の、御承知のように原村とか富士見町とか、あるいは川上村とか、あるいは小淵沢だとか、大泉という北杜市を含めた大きな長野県と一緒にした八ヶ岳の、いわゆる広域圏よっての活性化を県が積極的に行政を挙げて網羅して取り組んでいく、その必要があると思う。かつてあれをつくったころは、企業局も森林環境部も、大変燃えてやっていたという感じを私は持っておりますので、そういう点で最後、企業管理者の所見をいただきたい。

矢島公営企業管理者 丘の公園の利用者は、年間 21 万人でございまして、伸びが若干苦しいというところはございますけれども、そうはいいまして八ヶ岳南麓の一大集客拠点だと思っております。これを活用して、八ヶ岳南麓の地域振興に役割を果たしていかなければならないと思っております。今、委員からのお話にございましたように、長野県あるいは清里の森、そういったところのとの連携も考えながら今後の活用について検討してまいりたいと思っております。

(電気事業について)

前島委員

最後に、電気事業について意見書を出しておきました。7億4千余万円の純利益を上げたということについては、大体、近年の平均値は5億円台ぐらいの純収益ですけども、平成26年度は非常に最たる成果で金額が大変上がって、評価をしたいと思います。しかし、一方、今後の課題としては、平成28年4月から電気小売業の新しい環境変化が出てまいります。電力小売全面自由化及び発電の自由化が行われて、そして電気事業者がいわゆる発電事業者、それから送配電の事業者、さらには小売電気事業者に再編をされていくわけですね。そういう状況の中で、電気事業の置かれている環境は大きく時代的に変わっていくことを予測されているわけです。その対応策としてさきに県といたしましても東京電力と協力をして、マスコミで発表されておりますが、やまなしパワーの運営に関する基本協定を締結されましたね。そういうことも含めて進められようとしている

んだけれども、このやまなしパワーとは一体何かという点について改めて伺っておきたい。

日向電気課長 やまなしパワーの御質問でございますが、東京電力株式会社が企業局の私たちの水力発電所で発電された電力を活用いたしまして、やまなしパワーというブランド名で一定の要件を満たした企業等に通常の電気料金から減額して供給することになります。この仕組みによりまして、山梨県といたしましては県内企業の活性化や、新たな企業の進出等による定住人口の増加等を期待するとともに、私たち企業局としましても増収を図りまして、その利益によりまして子育て支援等の事業を通じて広く県民に利益が及ぶように取り組んでいきたいと考えております。

前島委員 環境の変化がこれから加速をしていくという中で、より効率的な、生産的な電気事業に心がけていかなければならない。そのためには、いわゆる老朽化した施設、あるいはいろいろなものを中長期的に計画的に整備していく、更新をしていく、そういう取り組みが問われているのではないかとと思いますが、その点についての考え方を聞かせてもらいたい。

日向電気課長 私たちの発電所も、もう既に西山発電所は昭和 32 年完成ということで 60 年近く経過します。そのようなことで、発電設備等の保全及び更新工事等につきましては、向こう 12 年間という長期スパンで改修計画を策定いたしまして、毎年見直しをしながら計画的な工事、改修等を実施しております。

前島委員 最後になりますけれども、御承知のように、純収益、利益は、平年で言うと、平均 5 億円台の推移で、平成 26 年度は特段の収益があったのですが、こういう状況の中で、今、電気事業から貴重な 59 億円という、この地域振興事業への長期貸付が続いているわけですね。言いかえれば、純収益の 10 年分に当たる金額を現在、残高として抱えているという点では、非常に残念に思いながらも、これについて少しでも計画的に確実に償還が、回収がいただけるような努力をこれからやっていかなければならないし、繰り返していかなければいけないと、こう思っていますので、それに対する取り組み方について、最後、お尋ねをして終わりたいと思います。

廣瀬総務課長 委員御指摘のとおり、地域振興事業では、長期貸付金、こちらでは借入金ですけれども、59 億 8,900 万円、平成 26 年度末でお借りしております。この償還につきましては、非常に長期な計画ではございますが、我々、地域振興に携わる者として着実に償還を進めてまいりたいと考えております。

(電気事業について)

早川委員 決算説明資料の企業局の 1 ページ、2 ページ、3 ページの中で、特に企業局の事業の中の、ある意味中心となる電気事業に関して伺います。

まず、この平成 26 年度に企業局では発電した電力量が 4 億 7,000 キロワットアワー余だと思うのですが、これを売電をしたわけなのですが、東京電力に対して 1 キロワットアワー単位で約何円で売電した実績になっているのか伺います。

日向電気課長 東京電力に売電した単価ということですが、東京電力に 2 通りの売電をしております。一つが西山発電所を含めて、主なところですがけれども 18 力所の発電所

につきましては、卸料金算定規則に基づきまして、総括原価方式で契約を交わし、目標供給電力量 4 億 7,049 万 9,000 キロワットアワーで、1 キロワットアワー当たり、税抜きになります。7 円 15 銭で契約を交わしております。もう一つの契約が、近年建設しました小水力発電所、具体的に言いますと塩川第二発電所、若彦トンネル湧水発電所、あと深城発電所、その 3 つの小水力発電所につきましては、固定価格買取制度というものができまして、20 年たっていないものは中途でも固定価格買取制度、いわゆる FIT を適用できるという経過措置がありまして、そちらのほうに中途で移行しております。そちらのほうの単価が、塩川第二発電所で 30 円 19 銭、若彦トンネル湧水発電所が 28 円 50 銭、深城発電所が 25 円 96 銭となっております。端数が出ますのは、中途適用ということで補助金等を差し引いて残存期間が 20 年よりも少なくなりますので、その辺も計算式がありまして、計算してそういう端数が出てくるということになっております。そのような 2 通りの売電をしております。合計で 21 発電所が東京電力に売電をしております。

早川委員 委員会や本会議で、東京電力に売電することも必要だけれども、市場に出して、入札して、PPS でということをやっている中で、そのときに既存の部分は東京電力、新しくやっていく部分は市場に出して高く売っていきこうということがあったと思うんですけども、平成 26 年度に売電した電力のうち、新電力を入札方式で売電した部分で、どれぐらいの量で、先ほど遠藤委員の決算のところでも少し出たと思うんですけど、1 キロワット単位、市場入札では幾らで売電したんでしょうか。

日向電気課長 東京電力以外の売電の質問でございますが、平成 26 年 9 月 1 日から運転を開始しました身延町地内の大城川発電所は、先ほど言いましたように固定価格買取制度を新規で最初から適用できるということで、一般競争入札を実施いたしました。その結果、株式会社エネットと契約をしております。そちらのほうで、26 年度の決算になりますけれども、単価が 37 円 50 銭、これも税抜きです。売電量が 7 万 7,373 キロワットアワーを売電しております。

早川委員 それは全量なので 37 円で、一般的に聞けば、37 円から 7 円だからそっちが得じゃないかと思うんですが、ただ、それは制度の問題で、一般的に 26 年度に市場で 37 円と 7 円じゃ比べものにならないので、市場では幾らで売電、平均単価されたんでしょうか。

日向電気課長 市場ということですが、日本卸電力取引所というものがあまして、そちらで市場の取り扱いをしております。いろいろな取引の項目というか、夜間、深夜とか、いろいろありますけれども、24 時間の平均で、26 年度の平均で 14 円 67 銭という値段で市場での取引はされておりました。

早川委員 そうすると、東電に対して 26 年は 7 円 15 銭で、市場では一般的に 14 円平均で売電することができた。7 円から 14 円ですから、7 円ぐらい高く、という理屈になるんですけども、もちろん送電線の使用料とか、いろいろな部分があるにしても、この発電量 4 億キロワットとすると 10 億円以上も得になったと思うんですけど、理由があると思うので、東京電力よりも高く売電できる可能性の入札方式をなぜふやさなかったのか、改めてお伺いします。

日向電気課長 今、冒頭説明しましたように、私ども既設の 18 の発電所につきましては、電

気事業法の卸供給の規則に基づきまして、東京電力と既に 15 年間の電力の売電の長期契約をしております。今、市場に出すとなりますと、その基本契約を解約しなければならないということで、解約の補償金というものがどうしても出てしまうということで、正式な交渉というのがその当時はまだできなかったわけですが、それがどのぐらいかかるのか、そんなことも検討を他県の状況を見ながらやっております、その時点では基本契約の継続をしていくのがベターだということで考えておりました。

早川委員 基本契約、既存の部分について、その時点ではそれにするという事の中で、今後、引き続き 26 年度の決算を受けて、新規、新しく発電、ファースト 10 などをつくってくると思うんですけど、新規の発電することは東京電力よりも高く売電できる可能性がある入札について、26 年度のそういう結果を受けてやっていくのかどうかわかれば教えていただきたいのですが。

日向電気課長 新規につきましては、当然、今、固定価格買取制度というのがありますので、そちらを適用いたしまして、一般競争入札を図っていきたいと考えております。

早川委員 それも今の 26 年度の部分と今の部分を整理すると、既存の東電と契約してある部分については、やまなしパワーと共同していく、新しくつくっていく部分については入札をやっていくという、そういうことでよろしいでしょうか。

日向電気課長 原則、今、現時点では、FIT の場合は公平性とかそういうことがありますので、一般競争入札をかけていきたいと思っています。一般競争入札ですので、今後、東京電力も同じ小売り電気事業者の一つでありますので、それは入札はどこが応札するかわかりませんので、契約先は東京電力以外とは限らないと思っております。

早川委員 タイミングがうまくいった新潟県は 40 億円以上も利益を出しているのと、東京都も利益を出しているのと、26 年度のこの反省を踏まえる中で、入札方式も活用して、売電益を出してほしいということと、これは先になるのですけれども、やまなしパワーによる東電とのこういうことも踏まえてやって、その財源で基準に合う企業へのメリットや何かをして、企業誘致とか既存の中小企業に対する武器にうまく両方を、ぜひしていただきたいと思いますが、最後にその点を、先のことになりますけれども、お伺いして質問を終わります。

日向電気課長 電気事業にとりまして、やっぱり私たち事業収益を上げていくのは当然だと思いますので、今、委員のほうからおっしゃいましたことも多角的に検討いたしまして、収益を上げる努力をしていきたいと思っております。

以 上

決算特別委員長 永井 学